令和7年度 三春町就学援助制度のお知らせ

三春町では、お子さまが小中学校に就学するうえで、経済的な理由でお困りの方に、教育費の一部を援助する制度があります。支給の対象となるのは、下記の認定基準に該当する保護者で、教育委員会が家庭状況等について審査の上、認定を受けた方です。

1 認定要件·証明書類

要件	証明書類	
1 生活保護を受けている	生活保護決定通知書·被保護証明書	
2 生活保護が停止または廃止になったが、依然生活が 困難である	生活保護停止・廃止決定通知書	
3 町民税が非課税	所得課税証明書	
4 国民年金が減免	国民年金保険料免除申請承認通知書	
5 児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書	
6 職業が不安定、または病気や災害、保護者の失業	所得課税証明書など(所得額、控除額、	
死亡などによる経済的困難	市町村県民税額等の記載があるもの)	

2 申請の手続き (現在認定されている方でも毎年申請が必要です。)

就学援助受給申請書に必要事項を記入し、該当項目に応じた証明書類を添付して、通学している 小中学校に提出してください。認定結果は、令和7年4月に学校を通じてお知らせします。

※小学生と中学生とは分けて申請書を作成してください。この場合、証明書類は小学生の申請書に 添付してください。

3 提出書類

- (1) 令和7年度就学援助受給申請書
- (2) 口座振込依頼書
- (3) 通帳の写し(口座番号とカタカナ名義記載部分)
- (4) 証明書類
 - ●該当項目1·2·4·5の場合 いずれかにあてはまることを証明する書類のコピー ※住所、氏名、有効期間、支給開始年月日等が記載されている面をコピーしてください。
 - ●該当項目3·6の場合 所得課税証明書など(所得額、控除額、市町村県民税額等の記載があるもの) ※申請書に記載のある方全員分(学生は不要)の証明書が必要です。(同一住所で別世帯の方や住所が 異なっていても生計を共にしている方の分も必要です)
 - ※所得課税証明書は三春町役場税務会計課で発行しています。就学援助の申請に使用する旨を窓口で伝えると無料になります。運転免許証などの身分証明書をご持参ください。令和6年1月2日以降に三春町に転入された方は、令和6年1月1日の時点で住民登録さている市町村で交付を受けてください。



参考資料

■ 援助される主な内容(下表は令和6年度認定者の年額 単位:円)

区分	小学校	中学校
学用品費	11, 630	22, 730
通学用品費(第1学年を除く)	2, 270	2, 270
校外活動費(宿泊を伴わない)	(上限)1,600	(上限)2,310
校外活動費(宿泊を伴う)	(上限)3,690	(上限)6, 210
入学準備金または 新入学児童生徒学用品費	54, 060	63, 000
修学旅行費	実 費	実 費
PTA会費	(上限)3,450	(上限)4, 260
生徒会費	(上限)4,650	(上限)5,550
オンライン学習通信費	月額 1,000 円(1 世帯当たり)	
クラブ活動費		30, 150
学校給食費	実 費	実 費
卒業アルバム代	(上限)11,000円	(上限)8,800円

[・]援助費の支給は年3回(長期休業の前)、保護者様の口座に振り込みます。

※学校諸会費に未納がある場合は、未納分を充当し、残りを学校長より現金支給しますので、ご了承ください。

■年度途中からの認定について

年度の途中で、援助を受ける事由が生じた場合、その時点で申請することができます。その際は学校までご連絡ください。

問い合わせ先 各小中学校 または

教育課 学校教育グループ TeLO247-62-6310

[・]町外区域外就学児童生徒の場合は、支給される費用が限られます。